

○文部科学省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する
措置を定める省令

最終改正 平成二十六年三月二十五日文部科学省令第十号

第一条 削除

第二条 削除

第三条 削除

第四条 削除

第五条 削除

第六条 削除

第七条 削除

第八条 地方公共団体（構造改革特別区域法（以下「法」という。）第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）が、その設定する構造改革特別区域（法第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）において、インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係

る要件の弾力化による大学設置事業（通信による教育を行う大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十
六号）第百三条に規定する大学であつて、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して
教室等以外の場所で授業を履修させ、及び研究指導を受けさせるものに限る。）の設置、研究科その他の
教育研究組織の設置及び収容定員の変更（以下この条において「大学の設置等」という。）について、校
舎等の施設に係る基準を満たさないで行う事業をいう。）を実施することについて、大学の設置等を促進
する必要があると認めて法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による
変更の認定を含む。以下「認定」という。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、
教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学の設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三
十六条第一項第二号及び第三号並びに大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十九条、第
二十四条第一項及び第二十九条の規定にかかわらず、大学の設置等を行うことができる。

第九条 削除

第十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、法令の規定による制限その他のやむを
得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため大学の設置基準第三十七条又は短期大学設

置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十条に規定する校地（以下「校地」という。）の面積の基準を満たすことができないと認められる場合において、校地面積基準の引下げによる大学設置事業（大学、大学の学部、短期大学の学科その他の大学の教育研究組織の設置及び大学の収容定員の変更（以下この条において「大学の設置等」という。）について、校地の面積に係る基準を満たさないで行う事業をいう。）を実施することについて、大学の設置等を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学設置基準第三十七条又は短期大学設置基準第三十条の規定にかかわらず、大学の設置等を行うことができる。

附 則（平成十五年三月三十一日文部科学省令第十八号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年八月二十九日文部科学省令第三十八号）

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月三十一日文部科学省令第二十五号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年四月三十日文部科学省令第三十二号）

この省令は、平成十六年五月一日から施行する。

附 則（平成十六年八月三十一日文部科学省令第四十号）

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三十一日文部科学省令第一六号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年五月一三日文部科学省令第三五号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年七月六日文部科学省令第三八号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年十二月二十五日文部科学省令第四十号）抄

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する

。

附 則（平成二十二年三月二十四日文部科学省令第八号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十一月二十九日文部科学省令第四十一号）抄

この省令は、平成二十三年十一月三十日から施行する。

附 則（平成二十四年五月十日文部科学省令第二十三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則（平成二十五年一月三十一日文部科学省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十五日文部科学省令第十号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。